

第3回 静岡県大井川広域水道企業団施設更新実施計画審議委員会会議録

1. 日 時 令和5年10月12日（木）午後2時から午後4時
2. 場 所 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」5階 505 会議室
3. 審 議 委 員 佐藤克昭委員長、秋場忠彦委員、鎌田素之委員、清水保委員、山下剛委員
4. 事務局職員 市川企業長、飯田事務局長、鷺巣総務課長、大相専門監
大城班長代理、大石主査、半田主査、大石班長
増田副班長、金澤主査、文字班長

5. 議 事 内 容

（司会者）

只今から、静岡県大井川広域水道企業団 第3回施設更新実施計画審議委員会を開催いたします。会議に先立ちまして、当企業団の市川企業長よりご挨拶を申し上げます。

（企業長）

皆様、こんにちは、本日も大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。当審議委員会も予定している3回目となりました。本日は前回の修正、3回に亘ってご審議いただいた内容を取りまとめた提言について、ご審議いただく予定になっております。

ちょうど2週間前の9月末に静岡駅南のホテルで、全国水道企業団協議会という組織が開催する会議がございまして、水道企業団の企業長・事務局長・担当の方が、色々な課題等を持ち寄って協議する会議がありました。この会議は、当企業団が当番として行ったのですが、その時に昨年9月の台風15号に静岡市清水区で大きな断水が発生し、応急給水などに対応したことを、静岡市の課長様に1時間程度の講演をしていただきました。

給水を全国から応援をいただいたとのことですが、給水する方と市民の間で、大変な状況であったことを直接伺うことができました。本日の資料にも書いてございますが、水道水の安全性、安定供給ということが、いかに大切であるかを、改めて認識したところでございます。

本日の審議会で、ご意見をご頂戴して、できる限り反映させて、より良い計画にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。続きまして、審議委員会 佐藤委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(佐藤委員長)

改めまして皆様、こんにちは。

歴史的に見ますと今年は大きな節目の年で、それは2点ございます。

1点目は、1973年の昭和48年の高度成長期の最中に、オイルショックが起きました。中東戦争が始まり、石油の値段が高騰して、そこから省エネなどで大変な苦労をしました。その第一次オイルショックからちょうど50年が、今年になります。その節目であります2023年ですが、中東で戦争が起きたり、エネルギー価格が高騰していると、同じようなことが起きているわけです。

もう一つ、今起きているオイルショックは、もう一つオイルショックがありまして、オイルというのは、オールドの方のオイルショックで、これは人間が大変年を取って、超高齢少子社会になっているという「老いる」の方のオイルになります。人間が老いる以外に、もう一つは、社会インフラとか生活インフラの「老いる」になります。

高度成長期にちょうど50年前にかけて整備されましたインフラ、生活基盤、社会基盤をどのように更新していくかは、大きな課題として対応を迫られている状況だと思います。

もう一つの歴史の節目というのは、1923年の大正12年に関東大震災が起きています。今年は、関東大震災からちょうど100年になります。地震学の権威の人が書いた論文を見ますと、今後30年以内に大地震が起きるということで、この計画の範囲内に起きることが予測されるわけです。マグニチュード8.0の東海地震が88%の確率、マグニチュード8.1の東南海が70%、マグニチュード8.4の南海地震が60%で、この三連動が起きる可能性もあるということで、この先生の予測によりますと、2030年から2040年の間、特に2035年が一つの節目ということで、2035年プラスマイナス5年のうちに南海トラフの巨大地震が発生する可能性が極めて高いということです。どんなに遅くとも2050年までには大地震が起きるという予測であります。

先ほど企業長の方からも最近の風水害等の激甚化のリスクという話もありましたが、こうした地震動向も踏まえまして、今ここで審議している更新実施計画は、今後50年先までを計画期間としておりますので、誠に重要な意義を持つ計画ではないかと改めて認識しているところであります。

今回の審議会で最終回でございますが、皆様としっかり議論をいたしまして、この審議会の果たすべき役割を適切に実行できるようにご協力を得て進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくご協力をお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。本日の審議委員会は、午後4時を終了の目安とさせていた

できますので、よろしくお願いいたします。

では、佐藤委員長に審議の進行をお願いいたします。

(佐藤委員長)

それでは、しばらくの間、審議の進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。最初に第2回審議委員会の会議録について、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。お手元に資料1として会議録を御用意しております。お配りした会議録に関してご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、会議録についてはこの内容でまとめさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(佐藤委員長)

なお、会議録の公開は第1回審議委員会と同様に企業団のホームページに掲載をいたします。それでは次の審議に移りたいと思います。

第2回目の審議委員会では、計画の前提条件を織り込むことや、注釈を追記することなどの意見がございました。このことについて、事務局から修正案が提出されております。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明いたします。お手元にあります資料2-1と資料2-2を使って説明をいたします。なお、本修正案は、施設更新実施計画 概要版の素案を用いての説明となります。施設更新実施計画 本編の素案につきましても、概要版と同様に内容を修正していく前提で説明いたします。

では、資料2-2の修正案をご覧ください。今、会場正面の画面には資料2-2を写している状態となります。左側に修正案、右側に第2回審議会までの計画を表して、修正した部分がわかるようにしております。

資料2-1は、第2回審議会の審議内容と修正の方向性を取りまとめております。

それでは、資料2-1と資料2-2を合わせながら説明いたします。

資料2-2の6ページと7ページとなります。資料2-1の1ページにあります整備番号(1)の修正となります。

資料2-2の6ページ、表1-3の「負圧の可能性を確認」に対し、7ページの図1-3では「負圧」の表記となっています。また、7ページの図1-3の⑥には「極端に低い残圧」とあり、6ページの表1-3と整合がとれていないとの指摘をいただきました。

資料2-2、7ページの図1-3の「負圧」を「負圧の可能性を確認」に修正し、6ページの表1-3の朝比奈原受水点を「低い残圧となる可能性を確認」に修正し、整合しました。また、資料2-2の11ページにおいても、同様に表を修正しました。

資料 2-2 の 8 ページをご覧ください。資料 2-1 の 3 ページにあります整備番号 (9) の修正となります。

本実施計画は、基本計画と比べ更新開始時期を遅らせており、その理由として国庫補助制度の変更を挙げています。このことを本文に明記したほうが良いとのご意見をいただきました。

このことについて、資料 2-2 に「国庫補助金制度の変更により、採択要件が、ダクタイル鋳鉄管において布設後 30 年以上から 40 年以上となったため、施設更新の開始年度を供用開始から 40 年が経過する令和 9 年度とした。なお、国庫補助金は、生活基盤施設耐震化事業の水道管路緊急改善事業としている。」を追記しました。

同じく、実施計画と過年度計画の変更点の表に表番号を附しました。これにより本ページ以降の 2 章において、表番号がずれます。青字で修正しているところになります。

資料 2-2 の 12 ページをご覧ください。

図 2-2 の⑫の旗揚げが二つありましたので「右岸第 3 調整池からの送水ルート整備」を⑬に修正しました。

続きまして、資料 2-2 の 13 ページをご覧ください。資料 2-1 の 2 ページにあります整理番号 (6) の修正となります。

実施計画の管路撤去費は、更新費用（単価）の 30%とする説明をしましたが、「撤去費として低い見積では」との指摘につきまして、管路撤去は大井川横断管路部分のみであることから、その撤去費用を積算による試算と比較しました。

会場正面のパワーポイントをご覧ください。

大井川横断管路の撤去費は、更新費用（単価）の 30%を見込む管路撤去費で約 3 億円に対し、積算による管路撤去費は約 43 億円となり、大きな差が生じる結果となりました。

パワーポイントの 2 ページをご覧ください。

管路撤去費の増大要因としましては、大井川横断部分の管路は、国土交通省直轄の一級河川であり、撤去に伴う工事は、非出水期に限られること、堤防本体掘削が伴うこと、本川の瀬替えが必要であること等を考慮したことが費用増大の要因となりました。

実施計画との整合となります。企業団は、大井川横断部の更新後、既存大井川横断管路を撤去せずに、右岸系へのバックアップ管等として活用したいと考えていること、実施計画の大井川横断部撤去は、20 年以上先であり、5 年ごとの計画の見直しにより事業費変更の機会があること、現段階での事業費変更は、計画全体に影響を与え、十分な時間がないことから、積算による管路撤去費を反映しないこととしました。

パワーポイントの 3 ページをご覧ください。

実施計画の管路撤去となります。前回までの実施計画における廃止する管路は、管路撤去と管路充填の異なる方法で費用を計上しましたが、先ほどの説明から、管路撤去費は、実勢と乖離が大きいことが判明したため、管路撤去の費用算出方法は、明確な根拠

がないこと、管路撤去は、大井川横断部分の 1.4 kmのみであり、それ以外は管路充填であること、大井川横断において、管路撤去の更新単価×30%と積算による管路充填は費用がほぼ同額であることから、廃止する管路は、すべて管路充填とすることにしました。

このことに伴い、本実施計画では管路の撤去がなくなりましたので、撤去という表現が管路撤去と誤解されないように、施設廃止と表現を変更しました。

資料 2-2 の 13 ページに戻ります。

パワーポイントの説明を踏まえまして、文中の中ほど部分に「廃止する管路は、延長 21.9km を管路充填として見込んでいるが、大井川横断管路の充填については、河川管理者との協議により、撤去となる可能性がある。また、企業団は、更新後の既設大井川横断管路をバックアップ管とする活用も考えており、今後、河川管理者と協議し、その結果を踏まえて、実施計画を見直す予定である。なお、大井川横断管路を撤去する場合の費用は、充填する場合の費用に比べて、大きくなることが予想される。」を追記しました。

資料 2-2 の 19 ページをご覧ください。資料 2-1 の 1 ページにあります整理番号 (4) の修正となります。

消費税率は 10%で試算し、更新期間中は、10%の一定であることがわかるように記載をしました。

その下にあります表 3-2 ですが、各費目が 20 ページの表 3-3 と整合がとれていませんでしたので修正しました。また、表 3-2 にある「施設廃止費」は、「撤去費」から変更したものとなります。

同じ 19 ページとなります。資料 2-1 の 1 ページにあります整理番号 (3) の修正となります。

建設工事費デフレーターはどこから引用したのか引用元が分かるように、「国土交通省が公表している年度次の「建設工事費デフレーター (2015 年度基準)」の中から、「上・工業用水道」の値を用いている。」を追記しました。

同じ 19 ページとなります。資料 2-1 の 1 ページにあります整理番号 (5) の修正となります。

建設工事費デフレーターは年々変化しているもので、最新の建設工事費デフレーター値を参考値として計画の中に追記することについて、「令和 5 年 9 月時点の「上・工業用水道」の建設工事費デフレーターは、2010 年度を 100 とすると 130.2 (2022 年度 (暫定値)) となっている。」を追記しました。

資料 2-2 の 21 ページをご覧ください。資料 2-1 の 1 ページにあります整理番号 (2) の修正となります。

事業費を平準化したのが、限定的となったことを実施計画に明記するために、「全体の事業費変動を平準化するように努めた。しかし、第 1 段階から第 9 段階の更新は、段階ごとの事業費が大小さまざまであること、かつ、それぞれの更新段階に供用開始年度を

設けたことから、平準化は限定的となった。」を追記しました。

資料 2-2 の 23 ページをご覧ください。資料 2-1 の 2 ページにあります、整理番号 (7) の修正となります。

資産維持費を説明するためには、料金に関する説明が必要となり、財政の支出上では詳細な説明は省略することとしました。そこで、「財政収支見通しでは、実施期間中の物価及び消費税等の支出は一定としたが、給水収益には、過去 40 年間の物価上昇を考慮した資産維持費を含めた。」と記述を改めました。また、表 4-2 の収入に「(資産維持費を含む)」と表記を加えました。

また、4 章の表番号と図番号が間違っておりましたので、以降のページでは修正を加えております。

同じく 23 ページにおいて、資料 2-1 の 3 ページにあります、整理番号 (8) の修正となります。

表 4-2 の給水収益において、「R11 以降の給水収益は、料金算定期間内で必要となる経費から算出」に改めました。

同じく 23 ページにおいて、資料 2-1 の 3 ページにあります、整理番号 (10) の修正となります。

榛南水道事業との統合に伴い、榛南 2 市が負担する費用を施設更新費の収支に含んでいないことをわかりやすく明記することについて、表 4-2 の表外に「収支のうち、榛南水道事業との統合で、榛南 2 市が負担する部分は除く。」と改めました。

資料 2-2 の 27 ページをご覧ください。資料 2-1 の 4 ページにあります整理番号 (12) の修正となります。

第 2 回審議委員会で提示した管路耐震化率は、暫定値であったため、第 3 回審議委員会では、再集計作業を実施し、次のようになりました。

会場正面のパワーポイントで説明いたします。

パワーポイントの 4 ページをご覧ください。

企業団における耐震管は、平成 18 年度の管路の耐震化に関する検討会報告書を基に「耐震管」として「耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管」、「溶接継手を有する鋼管」、「耐震適合管」として、「良質地盤に布設された K 形継手等のダクタイル鋳鉄管」としてあります。また、前回の審議委員会では暫定的に、「耐震適合性があると想定される管路」を耐震管として含みました。

パワーポイントの 5 ページをご覧ください。

下表は、各耐震化率の条件を表しております。

現在、企業団が公表する令和 4 年度公表耐震化率は、良質地盤の区分が詳細にされていなかったため、牧之原台地のような確実に良質地盤にある管路が、K 型継手であることを確認し、耐震適合管としております。それ以外は、耐震適合管に含まないこととしていました。

第2回審議委員会時点の実施計画の耐震化率 暫定値は、微地形区分図により細部までの良質地盤を区分したが、K型継手の区分ができていないため、耐震管を除いた管路の大半がK型継手となることを踏まえて、「耐震適合性があると想定される管路」として暫定的に耐震管に含みました。

今回の実施計画の耐震化率 確定値は、良質地盤におけるK型継手の仕分け結果を反映したものとなります。

パワーポイントの6ページをご覧ください。

各耐震化率の内訳を表にまとめました。

今回、新たに報告する実施計画の耐震化率 確定値は、管路総延長 約191kmに対して耐震性を有する管路 約114kmとなり、59.6%となりましたので、実施計画の内容を改めました。また、企業団の管路のうち、鋼管は、すべて昭和51年以降の布設であることを確認し、耐震管としました。このことから、管路の耐震化率は、令和51年度に100%となる結果となりました。

資料2-2の27ページに戻ります。

パワーポイントで説明した内容を実施計画の方に反映しました。令和4年時点の管路耐震化率が59.6%となることを表記し、また、令和51年度には耐震化率が100%になることを修正しました。また、グラフにおいて、耐震管の延長と管路耐震化率との推移を重ねて表現するとわかりづらいという意見がありましたので、耐震管の管路延長の推移と管路耐震化率の推移のグラフを上下に分けました。

資料2-2の28ページをご覧ください。資料2-1の5ページにあります整理番号(20)の修正となります。

企業債残高対給水収益比率では、他事業体との比較をしているため、浄水場稼働率等においても、同様に比較をすることについて、資料2-2の28ページの浄水場の最大稼働率の推移では、「総務省公表の令和3年度地方公営企業年鑑によると、全国の用水供給事業の浄水場最大稼働率の平均は68.9%であり、当企業団の最大稼働率(69.8%)は、ほぼ同水準である。」を追記しました。

また、資料2-2の29ページの更新による管路の健全度の推移では、「総務省公表の令和3年度決算経営比較分析表によると、用水供給事業の全国平均管路経年化率は、導送配水管延長と法定耐用年数(40年)を経過した管路延長の割合から32%となるが、当企業団の給水開始は、昭和63年であり、給水開始を起算とすると管路経年化率は0%となる。

本実施計画では、管路布設年度を起算としており、その場合の管路経年化率は、令和4年度時点で33%となる。」を追記しました。

資料2-2の29ページをご覧ください。資料2-1の3ページにあります整理番号(11)の修正となります。

令和12年より管路延長が急延伸している理由を注記することについて、図4-9と図

4-10 のグラフに注記を入れ、「榛南水道事業との統合により、榛南水道管路の一部を企業団管路として組み入れるため、統合年度の令和 11 年度に管路延長が増加する。」を追記しました。また、図 4-10 についても「榛南水道管路の一部を企業団管路として組み入れて、比較する。」を追記しました。

資料 2-2 の 30 ページをご覧ください。資料 2-1 の 4 ページにあります整理番号 (17) の修正となります。

南海トラフ巨大地震への対応として重要な「水道施設の耐震化や停電対策」に取り組むことについて、30 ページの図 4-11 に施設の耐震化を追記しました。また、31 ページのイ) に長期、広域停電対策を明記しました。

同じく 30 ページにおいて、資料 2-1 の 4 ページにあります整理番号 (13) の修正となります。

環境・コスト縮減・長寿命化に再生可能エネルギーの活用に「脱炭素の推進」を追加しました。

同じく 30 ページにおいて、資料 2-1 の 5 ページにあります整理番号 (18) の修正となります。

表 4-5 の「コスト縮減」について、その内容が具体的にわかるように、「長寿命施設への更新」では、「GX 形ダクタイル鋳鉄管の積極的な採用等によるライフサイクルコストの低減」と改め、「最適な機器等の採用」では、「高効率、省エネルギー機器等の採用によるランニングコストの低減」と改めました。

資料 2-2 の 31 ページをご覧ください。資料 2-1 の 5 ページにあります整理番号 (19) の修正となります。

イ) 浄水場更新計画の見直しについて、相賀浄水場の裏山が、土砂災害警戒区域であることへの対策について、「自然災害（土砂災害等）を考慮した施設構築を検討すること」を明記し、「相賀浄水場の東側の山は、土砂災害警戒区域に指定されており、土石流やがけ崩れ等の危険がある。定期的な点検を実施しているが、変状を確認した場合、対策が必要となる。」旨の説明を追記した。

同じく 31 ページにおいて、資料 2-1 の 4 ページにあります、整備番号 (14) の修正となります。

エ) 「事業計画の見直し」に、「PDCA サイクルをしっかりと回すとともに」を追記しました。

同じく 31 ページにおいて、資料 2-1 の 4 ページにあります、整備番号 (15) の修正となります。

オ) 「財政収支の見直し」に「インフレ(継続的な物価上昇)、経済情勢の変動も事業費に影響を及ぼす。」を追記しました。

同じく 31 ページにおいて、資料 2-1 の 4 ページにあります、整備番号 (16) の修正となります。

カ)「新技術の活用」で、「水道事業においては、技術職員などの人材確保が難しくなる中、適用可能な新技術を導入・活用することにより業務を効率化する。特に AI による管路劣化診断やドローンを用いた施設点検などの取組は、今後ますます進展が予測されるため、積極的な導入・活用を推進する。」に改めました。

修正案に関する説明は以上となります。

(佐藤委員長)

説明ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質疑、ご意見を伺いたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(山下委員)

7 ページの図 1-3 で「負圧の可能性を確認」という修正がありました。その後ろに括弧で「基本、R3 実績」と書いてありますが、これが何を指すのか説明をお願いします。

(事務局)

資料 2-2 の 7 ページにあります負圧の可能性を確認の横に括弧書きで「基本、R3 実績」の記載について説明します。資料 2-2 の 6 ページ、表 1-3 の水理機能評価において、基本水量または令和 3 年度の実績水量を水理解析に用いて負圧の可能性を確認したという分けをしております。

基本水量を使って水理解析評価した結果、負圧の可能性を確認した、令和 3 年度実績水量を使って負圧の可能性を確認したという意味をこの括弧内で表記しています。表記をさらに細かく書いたのですが、内容としてわかりづらいということなので、もう少しわかりやすいような表記に修正いたします。

(山下委員)

資料 2-2 の図 1-3 がわかりづらくなるため、反対にいらないと思います。

(事務局)

ご意見のとおり、表現を過度に細かくしたと思います。表記については削除も前提に検討させていただいていきます。

(清水委員)

資料 2-2 10 ページ、修正案の表 2-4 と図 2-1 に番号が①からありますが、④⑦⑭の欠番があることと、番号表記は 7 ページと 12 ページにもありますが、10 ページと関連ないという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

まず 7 ページ、12 ページとの番号表記ですが、10 ページの表記との関連はないものとなります。次に、④⑦⑭が欠番となっていることについて、10 ページの内容は、修正基本計画の更新ルートを基に、実施計画では改善することで効果があった更新ルートを抽出し、修正基本計画と変化があった部分を表 2-4 で表現しています。一方、修正基本

計画の更新ルートと同じルートとなった部分は、番号が抜けているというところになります。④⑦⑭は修正基本計画と同様のルートということで、番号を省略しています。

番号表記が誤解を招くことと、④⑦⑭に関して表記していないことを検討し修正いたします。

(清水委員)

資料 2-2、24 ページの図 4-1 の 3 条収支は税抜、図 4-2 の 4 条収支は税込だと思いますが、税についての表記が特にされていませんがよろしいですか。

(事務局)

図 4-1 の 3 条収支は税抜、図 4-2 の 4 条収支は税込について、資料 2-2、23 ページで、本財政収支を試算する上での条件をまとめています。表 4-2 の 3 条収支と 4 条収支のところに括弧書きで税抜、税込と表記しております。

条件ということでここにまとめて明記していますが、24 ページに税込、税抜の表記をした方がさらに丁寧になると思います。しかし、このことを表記すると、他の内容にも条件を追記することになると考えまして、条件の表記を省略しています。

(秋場委員)

資料 2-2、31 ページの浄水場更新計画の見直しに、土砂災害対策が新たに加えられ、土石流や崖崩れ等の危険があると書かれていますが、実際のところ、どのような浄水場の被害が想定されているのかを教えてください。

(事務局)

企業団相賀浄水場では、土石流及び崖崩れにより、沈澱池やろ過池などの施設に土砂等が流入し、浄水処理に影響を与えるなどの想定がされております。

(秋場委員)

事務局の説明から、沈澱池やろ過池などの水槽の中に土砂が流入する可能性があるという解釈でよろしいですか。

(事務局)

土石流による影響範囲を考えると、水槽の中に土砂が流入する可能性はあります。

(秋場委員)

「定期的な点検を実施しているが、変状を確認した場合、対策が必要となる。例えば、土砂流入防止壁の構築等」と書いてありますが、変状を確認したら、その対策が土砂流入防止壁だと解釈したのですが、変状を確認してから土砂流入防止壁を造るというのは、時間的に間に合わず、手遅れになると思います。

審議前の説明では、企業団の取組みや方針を伺いましたので、もう一度、審議委員会の場でご説明をお願いします。

(事務局)

現在、企業団相賀浄水場の裏山に土砂災害の危険があることについて、企業団は土砂災害と関連する変状を定期的に観測して、1年に1回の頻度で点検をしています。また

併せて、新たな調査によって指定されていない溪流等を確認したことから新たな指定区域としての認定や、すでに指定されている区域の対策を県に促しております。

その結果、一部の指定区域では、県による対策が、現在進んでいる状態となっております。例示している土砂流入防止壁等に関しては、企業団が実施すべき対策としていますが、現在、県と進めている協議等の結論が明確になってから、企業団内で対策等を踏まえて検討することとしております。

浄水場の更新時期まで対策しないことは考えておりませんが、現段階では、実施時期が明確でないことが現状となります。

予防対策措置が後手に回らないように、今後、検討を進めていきたいと考えています。

(秋場委員)

そういうことであれば、土砂流入防止対策の検討を進めるとともに定期的な点検を実施として、この例は書かない方が誤解されないと思いました。その通り修正する必要はないのですが、そのような意図を記載していただければ、誤解が無くなると思います。

(事務局)

今のご意見を参考に修正を検討させていただきます。

(佐藤委員長)

土砂災害対策については、もう一度精査をお願いしたいと思います。

(山下委員)

資料 2-2、23 ページと 24 ページですが、基本計画では、本編に財政収支見通しというページがあり、そこに現状の料金体系で事業の実施が可能となる見通しであると表記されていますが、今回の更新計画を行っていくにあたり、収支が令和 11 年以降はマイナスとなる記載がありませんが、実施計画には記載しないということによろしいですか。

(事務局)

現在の料金単価に基づく給水収益では更新計画ができないこと、更新計画を実施可能とする給水収益を財政収支見通しに反映していることは、実施計画には詳細に明記しておりません。

「現在の給水収益では、令和 11 年度以降、3 条収支がマイナスとなる。そのため、令和 11 年度以降の給水収益は、更新計画が実現可能となる財政収支で必要となる経費をもとに計上した。」という内容がわかるように追加をするようにいたします。

また、本審議委員会とは別に平行して料金に関する検討を構成団体と進めており、令和 11 年度以降に必要となる給水収益の規模に関しては、構成団体にも概ね、承知をいただいていると思います。なお、給水収益の構成団体負担割合については協議中となります。

(山下委員)

同じく 23 ページの収入のところでは給水収益の部分に、「令和 11 年度以降、給水収益は料金算定期間内で必要となる経費から算出」というところの表現ですが、こちらについては参考として「更新計画が実現可能となるよう定期的な見直しによる料金水準を基

に算出」と改めてはどうかと思います。

(佐藤委員長)

23 ページのどこに表記するか、また、誤解がなくわかりやすく表現することについて、事務局には、修正を加えるようにお願いします。

(清水委員)

来年、水道の行政庁が厚労省から国交省へ水道事業が移管されます。島田市の中でも、災害復旧の関係とか社会資本整備の関係で、補助事業のメニューが少し広がるような期待感があり、話題に出ているところですが、今回の更新計画の中で、省庁移管の件については特に触れられてはいません。この件を表現するような場面というのは考えていますか。

(事務局)

今回では水道行政の省庁移管に関する内容については、実施計画に反映していないというのが現状になります。今後、水道行政の省庁移管に関する詳細な情報が色々出てくると思います。そういった情報を収集し、必要に応じて実施計画に反映していけるよう計画の見直しをしていこうと考えています。

(山下委員)

資料 2-2、23 ページの表 4-2 の各科目の設定事項にある資産減耗費は資産額の 5%計上と記載してありますが、概ね年間当たりどの程度となるのかを参考に教えてください。

(事務局)

計算する必要がありますので、後日報告させていただきます。

(佐藤委員長)

他にいかがでしょうか。

それでは、委員からの意見を踏まえまして、修正をよろしくお願いします。

それでは、次に移ります。お手元の資料の実施計画の素案に対する提言書案をご覧ください。これまでの審議委員会で委員の皆様方からいただいた意見を取りまとめて、提言書案を作成してあります。最初に、事務局から読み上げをお願いします。

(事務局)

資料 4、提言書案を読み上げます。

大井川広域水道用水供給事業施設更新実施計画（素案）に対する提言

静岡県大井川広域水道企業団施設更新実施計画審議委員会は、大井川広域水道用水供給事業施設更新実施計画（素案）（以下「実施計画」という。）を、①安定供給の確保、②現実的で合理的なルート選定、③施設規模の適正化、④更新事業費の縮減、⑤財政計画、⑥事業の実施効果について、客観的かつ総合的に審議した結果、「妥当」なものと評価する。

本実施計画に基づいて、事業環境の変化を考慮した合理的で実現可能な施設更新が推進されることを期待し、計画策定後の実施にあたって、下記のとおり提言する。

「未来へつなごう 安心・安全で安定した水道水」を実施計画の理念とし、構成団体とその地域の皆様とも認識を共有し、一丸となって取り組むこと。

水道施設の更新を進め、自然災害による被災を最小限にとどめ、迅速に復旧できる強いしなやかな水道システムを構築すること。また、水道施設への不正侵入やテロなど、外部からの脅威にも対応できる危機管理の徹底を図ること。

予測以上の水需要の減少、圏域内の大規模開発、経済情勢の変動など、事業環境の変化に柔軟な対応ができるように、構成団体との十分な協議と合意形成を図りながら計画の見直しを行うこと。

中長期的予測に立ち、水道施設のライフサイクル全体を見据えたアセットマネジメント（資産管理・運用）により、適正な財政収支に基づく施設更新・資金確保に努めること。また、人材の育成・活用、技術継承にも積極的に取り組み、計画的・効率的に事業を実施すること。

水道施設の更新と併せて、安心・安全で安定した水道水の供給に向け、新技術の導入や DX の推進、環境・エネルギー対策の強化、官民連携手法の活用などによる、一層の効率化と持続可能な取組を促進すること。

令和 5 年 10 月

静岡県大井川広域水道企業団

企業長 市川 敏之 様

静岡県大井川広域水道企業団

施設更新実施計画審議委員会

委員長 佐藤 克昭

(佐藤委員長)

ありがとうございました。

この提言案につきましてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(秋場委員)

一点、確認させていただきます。前書きで①から⑥まで検討した事項が並んでいます。この実施計画を見ると、もう一つ「策定後の進め方」を審議しております。

このことについて、どのように考えているのでしょうか。

(事務局)

実施計画の方は、事業の実施効果と策定後の進め方を⑥の部分にまとめて書いております。下記に記載がある提言自体が策定後の進め方と考え、審議をしていきましたが、提言内容に含むということで、敢えて⑥を事業の実施効果に留めたところになります。

(秋場委員)

そういう解釈であれば、分かりました。

(山下委員)

基本計画の提言の中では、「圏域内における水道事業の広域化の検討を進める。」と書

いてありましたが、今回の提言では特別に記載はありません。企業団における広域化というのは、榛南水道事業との統合で、水道広域化というものがあると思います。それ以外は記載していませんが、他は無いということですか

(事務局)

榛南水道との統合に加え、島田市天神原配水池の受水点化、この二つの要素が実施計画の中には含まれているところになります。実施計画には、それ以降の圏域内の水道事業についての計画は現段階では反映しておりません。

今後の事業を5年ごとに見直しを行っていく中で、広域化の情勢も掴みながら見直しを考えております。

(山下委員)

県の広域化推進プランが今年の3月に出来まして、この大井川圏域のことも記載されていますので、今後、計画の見直しで反映していくことでよろしいですか。

(事務局)

そういうことになります。

(佐藤委員長)

事務局から説明がありましたとおり、状況を見ながら5年ごとの計画の見直しの中で反映していくことでよろしいですか。

(山下委員)

前回の基本計画の中では、「圏域内の水道事業の広域化の検討」と記載があります。国、県の構想に沿って、将来の大井川圏域全体のことも、検討をお願いします。

(佐藤委員長)

ご意見ありましたので、もう一度、検討をお願いしたいと思います。

(清水委員)

提言の1番目に記載のある「迅速に復旧できる強いしなやかな水道システムを構築する」との部分について、「強いしなやかな水道」というのが気になりました。例えば、「強いしなやかな水道」を除いて、「迅速に復旧できる強靱な水道システムの構築」とするようなことも考えてはどうか。「しなやかな水道」に関して説明をいただきたいと思えます。

(事務局)

厚生労働省の新水道ビジョンによりますと、「強いしなやかな水道」という表現がありました。

提言書におきましては、ここの部分をそのままの表現を引用させていただきました。

(佐藤委員長)

他にはいかがでしょうか。

(鎌田委員)

提言の1番目にあります、テロや不正侵入、外部からの脅威というのは、審議してき

た内容にはなかったと思います。これは提言として、敢えて入れていることなのか、それから本質的な話ではありませんが、企業長と委員長のお名前が基本的に下にくるのが普通なのでしょうか。提言なので、宛先が一番上にくる方がいいと思います。

(事務局)

1 つ目ですが、審議委員会の中では、不正侵入やテロなどの審議はしておりません。この問題も非常に影響が大きいということも踏まえまして、敢えて提言の中で記載しまして、新たにこの内容にも徹底するようにしています。

2 点目ですが、提言書案の企業長と委員長の名前が下に記載されていることですが、これは平成 26 年の基本計画の提言を参考に同じ形で記載したところになります。

(山下委員)

提言の 2 番目、最後のところで計画の見直しを行うとありますが、長期的な計画であり、なかなか予測が難しいところがありますので、計画の見直しは重要な部分であると考えます。そこで、見直しのところをもう少し強い表現で書いていただきたいと思いません。

「定期的に検証を行い、必要に応じて計画の見直しを進め」のように、計画の見直しは必ずあるということがわかる強い表現であった方が良いと思います。

(事務局)

計画の見直しについて強い表現とするように検討いたします。

(山下委員)

今回は、提言とともに、「未来へつなごう安心・安全で安定した水道水」という理念が出てきました。この理念は本編とか概要版にも記載をしていくのでしょうか。

(事務局)

本編及び概要版の表紙に理念を記載することを考えております。また、本編・概要版に加え、よりコンパクトに実施計画を説明した要約版等の作成を考えております。要約版の表紙にも理念を入れて記載を考えております。

(佐藤委員長)

その前にご意見があった計画の見直しについては、概要版の 31 ページの事業計画の見直しにも定期的に事業計画の見直しをするという文書もありますので、検討させていただきたいと思いません。

他にはいかがでしょうか。

(鎌田委員)

安心、安全はこの順番で良いのでしょうか、安全、安心の方が水道の場合は良いと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

このことについて、以前に調べたところ、安全で安心につながることで、他の引用も安全安心が多かったことを踏まえて、検討したいと考えています。

(佐藤委員長)

安心安全というのも多くあります。それも意味があります。

(鎌田委員)

水道だと安全があって安心という気がするので、どっちというのはご検討いただければと思います。

(佐藤委員長)

厚生労働省では安心安全になっていますので、検討させてください。

他にはいかがでしょうか。

(山下委員)

理念については、構成団体とその地域の皆さんと認識を共有していただきたいので、理念に「地域とともに」を加えてみてはいかがでしょうか。

(佐藤委員長)

他にはいかがでしょうかね。

もし、ご意見が出尽くしたようでしたら、いただいたご意見を事務局と一緒に検討させていただいてまとめるよう、私に一任にさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(佐藤委員長)

まとまった時点で、皆様にメール等でお示ししていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で、予定していた審議は全て終了いたしました。

3回にわたって、大変暑い中でしたけれども、熱心にご審議をいただきました。

委員の皆様のご協力によりまして、本審議会として提言書を取りまとめることができました。誠にありがとうございました。

また、事務局におかれましては、本審議委員会の提案を踏まえまして、着実に施設の更新を実施されるよう期待をしております。よろしくお願いをいたします。

長時間にわたって本日は誠にありがとうございました。

事務局の方も大変ご苦勞様でございました。

それでは事務局に司会進行を戻したいと思います。

(司会者)

佐藤委員長、司会の進行、ありがとうございました。

審議委員会につきまして、市川企業長より御礼を申し上げます。

(企業長)

改めまして、委員の皆様、3回にわたり、私どもの更新計画について、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。スタートした時点から耐震化率の考え方ですとか、リスク管理、その他諸々のご意見を頂戴したことについて、計画を修正しながら、

私どものスタンスとか、今後の公表資料の考え方のように、整理できたことが多々ございました。本当にありがとうございました。

これもご縁ですので、今後、何かご専門の分野等でご相談したいことがありましたら、ぜひ、今後とも、ご支援のお願いを申し上げたいと思います。

この計画でございますが、これから委員の皆様と調整を図りながら微修正を加えまして、委員長から、提言という形で頂戴しましたら、今度は構成団体7市の首長さんに私がお説明に伺って、年度内には正式に策定という形で進めてまいりたいと考えております。

非常に長期間にわたる計画でして、費用も非常に多大にかかることと、先ほど、山下委員からご意見があった「地域とともに」という言葉に重きをおいて、進めていくためには基本的に地域の皆様が市に収めていただいた水道料金の一部を私たちがいただいて、この計画を進めるということです。私どもが水道水の供給を通じて地域の皆様の生活を支えている部分は当然ありますが、私どもは地域の皆さんの負担をいただいて供給ができる、更新ができるということになります。そういう一言はとても大切ではないかなと、ご意見を聞いて思ったところでございますので、また委員長とも相談させていただきたいと思います。

本当にいろいろとご意見を頂戴しまして、お忙しい中、ご協力いただきまして、この委員会は無事3回目終了とすることができました。

皆様、本当にありがとうございました。また今後ともぜひよろしく願いいたします。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

(司会者)

以上をもちまして第3回審議委員会を閉会いたします、ありがとうございました。